

造血幹細胞移植医療体制整備事業選定・評価会議設置要綱

(目的)

1. 造血幹細胞移植医療体制整備事業の実施にあたり、当該事業の実施施設（造血幹細胞移植推進拠点病院）を選定するとともに事業の評価を行うため、有識者からなる会議を設置する。

(構成員)

2. 会議の構成員は、健康局難病対策課移植医療対策推進室長が参画を求める者をもって構成する。

(構成員の任務等)

3. 構成員は、造血幹細胞移植医療体制整備事業の実施施設の選定に必要な意見を提出するとともに、選定された施設が事業の目的を達成するために必要となる意見を提出する。
4. 構成員の任期は平成 31 年 3 月 31 日までとし、再任を妨げない。

(構成員の留意事項)

5. 構成員は、利害関係を有する施設について評価できない。
6. 構成員は、評価にあたって知り得た個人情報、申請施設及び実施施設に関する情報等について、他に漏らしてはならない。

(会議の開催等)

7. 会議は、健康局難病対策課移植医療対策推進室長が招集する。
8. 健康局難病対策課移植医療対策推進室長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を構成員に通知する。
9. 会議は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。また、会議は非公開とする。

(会議の庶務)

10. 会議の庶務は、健康局難病対策課移植医療対策推進室において行う。

(雑則)

11. この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に関し必要な事項は、本会議において定める。